

審議会の委員を募集します

市民参画による協働のまちづくりを推進するため、都市計画審議会の委員を市民の皆様から募集します。

審議会等の名称	瑞穂市都市計画審議会
募集人員	2人
審議内容	市の都市計画を定めるとき等における市長の諮問 ^{しもん} に応じて、都市計画法に基づき、都市計画に関する事項を調査・審議していただきます。
任期	委嘱の日（令和3年6月予定）から2年間
開催回数	年1回～2回程度 ※市長からの諮問の状況により変更があります。
報酬	有り 6,000円（日額）
応募資格	次のいずれにも該当する方 (1) 本市に在住している方で、応募日現在の年齢が満18歳以上の方 (2) 応募時において、本市の他の審議会等の委員として1機関を超えて委嘱を受けていない方 (3) 平日の昼間に開催される会議に出席できる方 (4) 本市の市議会議員及び職員でない方
応募方法	(1) 応募書類 A「応募用紙」及びB「小論文」をご提出ください。 A「応募用紙」（住所、氏名、生年月日、連絡先、職業、経歴、応募動機等） B「小論文」〔テーマ①又はテーマ②のいずれかにより、800字程度で記述してください。様式は自由です。〕 テーマ①『瑞穂市のまちづくりへの私の提言』 テーマ②『穂積駅周辺地区における都市計画事業への私の提言』 ※「応募用紙」及び「小論文（参考様式）」の様式は、市公式ホームページ又は都市開発課（巢南庁舎）、総合案内（穂積庁舎）で入手できます。 (2) 提出方法 下記①②のいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。（FAX、電子メールは不可とします。） ①郵送：〒501-0392 瑞穂市宮田300番地2 瑞穂市役所 都市開発課 宛 ②持参：都市整備部 都市開発課（巢南庁舎）までご持参ください。
募集期間	4/1（木）～4/30（金）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）
選考結果	選考審査会において応募書類を基に選考し、結果は応募者全員に通知します。
その他	応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
問い合わせ	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 ☎ 058-327-2101